

平成31年3月20日

確認検査業務範囲拡大のお知らせ

一般財団法人 福岡県建築住宅センター

日頃より当センターをご利用いただきありがとうございます。

平成31年4月1日より、当センターで取り扱う確認検査業務の対象建築物を次のとおり変更いたしますのでお知らせします。

【 変更前 】

- ・ 階数が2以下 かつ 延べ面積 500 m²以下
(法第6条第1項第2号及び構造計算適合性判定を要するものを除く)
- ・ 型式認定 かつ 延べ面積 2,000 m²以下



【 変更後 】

- ・ 延べ面積 2,000 m²以下
(その他の制限はありません。)

(ご注意)

階数3以上又は延べ面積が500 m²を超える建築物の確認検査は、本部(アクロス福岡)のみの取扱いとなりますが、各事務所(北九州・筑後・筑豊)にて取次ぎますのでお近くの事務所にご相談ください。

《お問い合わせ先》

平成31年3月31日まで 性能審査課 092-713-1496
平成31年4月1日以降 審査1課 092-713-1527



一般財団法人 福岡県建築住宅センター 確認検査手数料表 【拡大部分抜粋】

【階数が3以上 又は 延べ面積が500㎡を超え、2,000㎡以下の建築物】

【確認申請手数料】

(単位:円)

申請床面積(㎡)	5類(戸建・長屋・共同住宅)	6類(5類以外)
0 ~ 100 以内	100,000	110,000
100 超え ~ 200 以内	110,000	120,000
200 超え ~ 500 以内	135,000	140,000
500 超え ~ 1,000 以内	150,000	160,000
1,000 超え ~ 2,000 以内	230,000	255,000
確認申請手数料に加算する手数料		
天空率	12,000×法第56条第7項の規定による特例を適用する区分の数	
構造計算(ルート1)	確認申請手数料の20%×(構造計算を要する構造上の棟数-1)	
構造計算(ルート2)	180,000×構造計算を要する構造上の棟数	
構造適判との整合確認	10,000×構造適判を要する構造上の棟数	
その他	別途見積 ※避難安全検証法、特定天井などの特殊な審査を行う場合	

【中間検査申請手数料】

(単位:円)

直前の手続きを当機関で実施したもの		
申請床面積(㎡)	5類	6類
0 ~ 100 以内	45,000	55,000
100 超え ~ 200 以内	60,000	70,000
200 超え ~ 500 以内	75,000	90,000
500 超え ~ 1,000 以内	125,000	135,000
1,000 超え ~ 2,000 以内	160,000	180,000
直前の手続きを当機関以外で実施したもの		
申請床面積(㎡)	5類	6類
0 ~ 100 以内	95,000	110,000
100 超え ~ 200 以内	115,000	130,000
200 超え ~ 500 以内	143,000	160,000
500 超え ~ 1,000 以内	200,000	215,000
1,000 超え ~ 2,000 以内	275,000	308,000

※ 住宅瑕疵担保責任保険又は住宅瑕疵担保責任保険と同等の現場検査を同時に行う場合は、上記より3,000円減額する。

【完了検査申請手数料】

(単位:円)

直前の手続きを当機関で実施したもの		
申請床面積(㎡)	5類	6類
0 ~ 100 以内	50,000	60,000
100 超え ~ 200 以内	70,000	80,000
200 超え ~ 500 以内	90,000	100,000
500 超え ~ 1,000 以内	140,000	150,000
1,000 超え ~ 2,000 以内	180,000	200,000
直前の手続きを当機関以外で実施したもの		
申請床面積(㎡)	5類	6類
0 ~ 100 以内	100,000	115,000
100 超え ~ 200 以内	125,000	140,000
200 超え ~ 500 以内	158,000	170,000
500 超え ~ 1,000 以内	215,000	230,000
1,000 超え ~ 2,000 以内	295,000	328,000

※第5類(戸建・長屋・共同住宅):住宅以外の用途を含む建築物は、住宅部分が1/2以上のものに限る。

※一戸建ての住宅に付属する車庫、倉庫等は、建築物の分類上、一戸建ての住宅とする。

※計画変更 直前の確認または中間検査を当機関で実施したものに限り、変更にかかる部分の床面積の1/2(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)

※増築時の手数料の算定は、増築部分の「建築物の分類」に基づき手数料を算定。

※同一棟増築の場合は、確認申請(計画変更確認申請を除く)に限り、増築部分の床面積に既存部分の床面積の1/2を加算して手数料を算定。